

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

(様式5)

最終更新日：令和6年10月3日

日本綱引連盟 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://www.tsunahiki-jtwf.or.jp/about/index.html>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	中長期事業契約を策定・公表し、この中で組織運営に関する事項も定めている。公表サイトは、 https://www.tsunahiki-jtwf.or.jp/about/index.html	①公益社団法人日本綱引連盟中長期事業計画（2024年～2029年） ②令和6年度第2回理事会議事録
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	中長期事業契約を策定・公表し、この中で組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画も定めている。またこれを受け、役員候補者選考規程を改定し、より多様な人材を役員候補者として選考すべきことを規定した。	①公益社団法人日本綱引連盟中長期事業計画（2024年～2029年） ②令和6年度第2回理事会議事録 ③公益社団法人日本綱引連盟役員候補者選考規程
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	中長期事業計画を策定・公表し、この中で財務の健全性確保に関する計画についても定めている。公表サイトは、 https://www.tsunahiki-jtwf.or.jp/about/index.html	①公益社団法人日本綱引連盟中長期事業計画（2024年～2029年） ②令和6年度第2回理事会議事録

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	役員候補者選考規程において、そもそも選考委員に外部有識者を入れるべきであること、また選考委員会は、女性理事の割合が40%となるよう配慮しなければならないことを明記した。また、日本綱引連盟中長期事業計画においても、外部有識者についても積極登用すべきことを明記した。なお、外部理事の割合の目標を25%以上とすることを、2024年度中に役員候補者選考規程に盛り込むべく準備をしている。	①公益社団法人日本綱引連盟中長期事業計画(2024年~2029年) ③公益社団法人日本綱引連盟役員候補者選考規程 ④組織図 ⑤役員名簿(再)
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	該当しない。	なし
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	〈ア〉「専門委員会規則」により、技術審判委員会を設置し、アスリート委員会としての役割も担っている。〈イ〉技術審判委員会では、その意見を組織運営に反映するために、理事が委員長を務め、理事4名が技術審判委員会に所属し、アスリートの意見を組織運営に反映するために、技術審判委員会から理事会に答申、報告を行う仕組みを構築している。技術審判委員会には、男性委員、女性委員共に在任し、選手歴がある者も在任している。また委員の出身ブロックもなるべく重複がないよう配慮し選任されている。	④組織図・⑥専門委員会規則・53R6・7技術審判委員名簿・54R3年度第1回技術審判委員会議事録・55R3年度第2回技術審判委員会議事録・56R4年度第1回技術審判委員会議事録・57R4年度第2回技術審判委員会議事録・58R5年度第1回技術審判委員会議事録・59R5年度第2回技術審判委員会議事録・60R6年度第1回技術審判委員会議事録

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	<p>〈ア〉現状、21名の理事により理事会を構成している。〈イ〉当連盟内には事業規模に鑑み、機関決定を迅速に行うため9の委員会があり、各委員会には理事を1名以上配置することを原則とし、現在は1委員会あたり、約3人の理事を目安に配置している。〈ウ〉各委員会に理事を配置することは、理事会と委員会との連携や意思疎通を円滑にさせる役割を担うとともに、理事会における質疑応答、議論に備えることとなり、理事による業務執行の監督上も、適切なガバナンス機能に寄与している。</p> <p>〈エ〉以上の観点から理事21名により理事会を構成することは、その機能を鑑みれば適正な規模である。</p>	④組織図 ⑤役員名簿(再)
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	2,024年度中に役員候補者選考規程を改定し、候補者の選考に当たっては、「役員候補者が選任される予定の総会開催日時点で満80歳を超えていないこと」という点を遵守するよう定める予定である。	③公益社団法人日本綱引連盟役員候補者選考規程
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	<p>2024年度中に役員候補者選考規程を改定し、候補者の選考に当たっては、以下の事項を遵守することを定める予定である。</p> <p>「役員候補者が再任の場合、当該候補者の現任期満了時点で、通算在任年数が10年に達していないこと、及び再任の回数が4回を越えないこと。但し、当該役員候補者が以下のいずれかに該当する場合は、2期を上限として再任させることができる。</p> <p>①当該役員候補者が国際綱引連盟又はアジア綱引連盟の役職者である場合</p> <p>②当該役員候補者の実績等に鑑み、特に重要な国際競技大会に向けた競技力向上を始めとする中長期基本計画等に定める目標を実現する上で、当該役員候補者が新たに又は継続して代表理事又は業務執行理事を務めることが不可欠である特別な事情があるとの評価に基づき、理事として選任された場合」</p>	③公益社団法人日本綱引連盟役員候補者選考規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	〈ア〉独立した諮問委員会として、役員候補者選考委員会を設置している。〈イ〉役員候補者選考委員会のメンバーは、理事3名（総務委員長、専務理事含む）の他、外部有識者及び監事、事務長を含めて編成され、役員候補者の選出方法及び選出過程について理事会の関与を受けていない。〈ウ〉役員候補者選考規程を改定し、役員候補者選考委員会の委員には必ず1名以上の女性を含めなければならないことを明記した。なお、2024年度中に、役員候補者選考規程を改訂し、役員候補者選考委員会のメンバーの理事は2名以下（つまり委員5名中半数以下）とする予定である。	③公益社団法人日本綱引連盟役員候補者選考規程・61R6役員選考委員会委員名簿・62R6役員選考委員会議事録
11	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	〈ア〉役員、正会員、委員、職員、選手登録競技者及びその帯同者、公認審判員、公認指導者（指導員、コーチ）について、「倫理・コンプライアンス規程」第3条で「人道に反する行為」の予防を徹底すること、違反した場合は厳正な措置をとることが定められており、第8条で「一般社会人としての社会規範」についての慣習、道徳、法律を強く意識・励行し、責任ある公益法人としての組織運営に努めることを定めている。〈イ〉さらに、職員については、「就業規則」第10条で服務の原則として、法令、「定款」及びこれに基づく規則等の遵守する旨記載し、第46～47条で違反した際の懲戒について別途定めている。	⑧公益社団法人日本綱引連盟倫理コンプライアンス規程 ⑨就業規則
12	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	就業規則、専門委員会運営規則を改定、内部通報規程、利益相反管理規程、倫理コンプライアンス規程、危機管理マニュアルを新たに策定した。	⑨就業規則 ⑩公益社団法人日本綱引連盟専門委員会運営規則 ⑪公益社団法人日本綱引連盟内部通報規程 ⑫公益社団法人日本綱引連盟利益相反管理規定 ⑬公益社団法人日本綱引連盟倫理コンプライアンス規程 ⑭公益社団法人日本綱引連盟危機管理マニュアル・80:会員・会費規程・81:会計処理規則・82:事務処理規則・83:専門委員会規則・84:旅費規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
13	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備 しているか	同上。	⑳公益社団法人日本綱引連盟内 部通報規程 ㉑公益社団法人日本綱引連盟利 益相反管理規定・85：個人情 報保護規定・86：公印管理規 程・87：公印規程
14	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する 規程を整備しているか	〈ア〉役員に関する「役員の報酬並びに費用に関する規程」及び事務局職員の給与に関する「職員給 与規程」、「職員退職給与規程」、「出張旅費規程」を整備している。〈イ〉また、役員、審判員、 競技役員、スタッフに関する「日当規程」を整備している。	㉒役員の報酬等並びに費用に関 する規定・㉓日当規程・㉔職員 給与規定・㉕職員退職給与規 程・㉖出張旅費規程
15	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備 しているか	「定款」第7章(第36条～43条)において資産・会計について定めている他、各種規程を整備し ている。	㉗定款・㉘会計規程・㉙寄付金 取扱規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
16	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程 を整備しているか	〈ア〉「定款」第46条において加盟団体分担金に関する規定を定めている。〈イ〉「公認審判員認定規程」第8条に、公認審判員認定料について定めている。〈ウ〉「競技者規程」第6条に、チーム及び選手の競技者登録申請に関して規定し、登録料について定めている。〈エ〉正会員、普通会员及び賛助会員等の会費については、「会員及び会費に関する規程」第5条に定めている。〈オ〉「寄付金取扱規程」に従い、募集要項を定め、日本綱引連盟公式サポーターとして寄付金を募っている。なお、〈ア〉については定款第46条を受けて、加盟団体規程にて詳細を定めている。	⑳定款・㉑会員及び会費に関する規程・㉒寄付金取扱規程・㉓日本綱引連盟公式サポーター案内・㉔・㉕・公益社団法人日本綱引連盟加盟団体規程
17	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(3) 代表選手の公平かつ合理的 な選考に関する規程その他選手の 権利保護に関する規程を整備する こと	国際大会選手派遣規程において、代表選手の公平かつ合理的な選考方法等について具体的に定め、また、選手の権利保護規程を新たに策定した。なお、国際大会選手派遣規程については、協議本部でドラフトを作成し、理事会で承認決議を経たものであり、一部の理事により恣意的に選考できない規程となっている。	㉖国際大会選手派遣規程・㉗選手の権利保護規程・63(参考)2020世界大会出場について_京都府連・64(参考)2020世界大会出場通知_大阪府連
18	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(4) 審判員の公平かつ合理的な 選考に関する規程を整備すること	「公認審判員規程」及び「公認審判員認定規程」が整備されている。必要があれば随時改正を検討する。また、審判及び競技者向けのマニュアルである「綱引競技必携」を2年に一度を目安に改訂する。	㉘公認審判委員規程・認定規程 ㉙綱引競技必携

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
19	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(5) 相談内容に応じて適切な弁 護士への相談ルートを確認するな ど、専門家に日常的に相談や問い 合わせをできる体制を確保するこ と	〈ア〉 監事2名が弁護士と税理士であり、理事（法務委員会・倫理コンプライアンス委員会）にも弁 護士がいることから、法律相談の全般として、業務上懸念がある場合には、いつでも相談できる体制 を整えている。〈イ〉 財務会計部門においては、税理士と提携しており、定期的な財務・税務の専門 的な監査・助言を受けるとともに、懸念等がある場合には、いつでも相談できる体制を整えている。 行政への申請・届出関係については、行政書士と顧問契約を締結しており、そのサポートを受けるこ とができる体制にある。	⑤役員名簿・④税理士契約書
20	[原則4] コンプライア ンス委員会を設置すべき である。	(1) コンプライアンス委員会を 設置し運営すること	倫理コンプライアンス規程を新たに策定し、倫理コンプライアンス委員会を新たに設置した。今後、 少なくとも年1回の倫理コンプライアンス委員会を開催していく予定である。なお、2024年度中に倫 理コンプライアンス委員会に女性委員を1名以上配置する予定である。	⑮公益社団法人日本綱引連盟倫 理コンプライアンス規程・66 法務委員会報告書（里内委員 長）
21	[原則4] コンプライア ンス委員会を設置すべき である。	(2) コンプライアンス委員会の 構成員に弁護士、公認会計士、学 識経験者等の有識者を配置するこ と	現在、倫理・コンプライアンス委員会の委員には弁護士が配置されている。	④組織図・⑥専門委員会規則・ 66法務委員会報告書（里内委 員長）・67法務委員会名簿 （再）

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	倫理コンプライアンス規程を新たに策定し、倫理コンプライアンス委員会の委員は、現在の法務員会がこれを兼ねて運営することとなった。倫理コンプライアンス委員会は少なくとも年一回開催されることが倫理コンプライアンス規程で明記され、2024年度中に、最初の役職員向けコンプライアンス研修を実施予定である。	⑱公益社団法人日本綱引連盟倫理コンプライアンス規程
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	<p>〈ア〉指導者向けの公認スポーツ指導員養成講習会のカリキュラムの中に、ドーピング等の不正行為の防止や暴力行為等の禁止等のコンプライアンス教育が含まれている。また、研修の実施に当たっては、単なる講義形式だけではなくグループワーク等のアクティブラーニングの手法を取り入れた研修が実施されている。</p> <p>〈イ〉選手及び指導者向けの中央研修会においても、上記と同様のコンプライアンス教育を実施している。</p> <p>〈ウ〉選手に対しては、全日本選手権大会の出場チームに対して、日本アンチ・ドーピング規程の詳細内容及びドーピング検査について理解を促すとともに、大会への参加条件として、アンチ・ドーピング課題の提出を課す等、コンプライアンス教育を実施している。</p> <p>実際、令和3年、令和4年、令和5年は選手及び指導者向け研修を実施し、今年度も2025年1月に実施予定である。</p>	⑳専門科目講習についてのご案内・㉓-A令和5年度公認指導員養成講習会日程表・㉓-B令和5年度公認指導員養成講習会日程表・㉔中央研修会開催要項及び研修内容レジュメ・㉕2023年度アンチ・ドーピング課題・68:2024第1回中央研修会〈群馬会場〉・69:2024第2回中央研修会〈兵庫会場〉・70:アンチドーピング課題・71:令和6年度公認綱引コーチ1養成講習会日程表
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	審判員に対するコンプライアンス教育については、中央研修会やAAAスキルアップ研修会において、審判員としてのあるべき姿や心構え、任務、選手に対する言動における注意事項、不公正な判定の防止等を取り扱っている。実際、毎年度審判員向け研修を実施している。	㉔中央研修会開催要項及び研修内容レジュメ・㉕第2回AAAスキルアップ研修会レジュメ・68:2024第1回中央研修会〈群馬会場〉・69:2024第2回中央研修会〈兵庫会場〉・70:アンチドーピング課題・71:令和6年度公認綱引コーチ1養成講習会日程表

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けられる体制を構築すること	<p>〈ア〉 監事2名が弁護士と税理士であり、理事（法務委員会・倫理コンプライアンス委員会）にも弁護士がいることから、法律相談の全般として、業務上懸念がある場合には、いつでも相談できる体制を整えている。〈イ〉 財務会計部門においては、税理士と提携しており、定期的な財務・税務の専門的な監査・助言を受けるとともに、懸念等がある場合には、いつでも相談できる体制を整えている。行政への申請・届出関係については、行政書士と顧問契約を締結しており、そのサポートを受けられる体制にある。</p>	⑤役員名簿・④税理士契約書
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	<p>〈ア〉 外部専門家の指摘・助言を得て、財務・経理の処理に関する規程を整備している。会計処理については、「公益法人会計基準」（平成20年4月11日 平成21年10月16日改正内閣府公益法人等委員会）に準拠して適正な会計処理を行っている。今後、公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立するため、「会計規程」を見直す予定である。〈イ〉 監事には専門性を有する者を配置し、事業報告、決算関係の監査を受けている。</p>	⑤役員名簿・⑲定款・⑳会計規程・⑤役員名簿（再）
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	<p>JSC（日本スポーツ振興センター）の助成を受けているが、助成金の交付要項の定めに沿って、適切に会計処理し、助成元における監査を受けている。今般、倫理コンプライアンス規程を新たに策定し、倫理コンプライアンス委員会を新設した。同規程において、補助金等の取扱いを含めた経理処理の適正確保について定め、倫理コンプライアンス規程に違反した場合の処分の内容や手続についても定めた。</p>	⑱公益社団法人日本綱引連盟倫理コンプライアンス規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	<p>〈ア〉法令【一般社団法人及び一般財団法人に関する法律】に定められている法定備付書類（定款、事業計画書、収支予算書、事業報告、貸借対照表、財産目録、監査報告、役員名簿、他）を事業所に常備し、要請に応じて閲覧できる状況を整えている。〈イ〉事業計画・収支予算、事業報告・決算報告をはじめ、各種規程・書類をHPで開示している。<公益社団法人日本綱引連盟HP> https://www.tsunahiki-jtwf.or.jp/about/index.html</p>	法定備付書類、事業・決算報告書はじめ各種規程等のHP開示
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	<p>(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと</p> <p>① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること</p>	<p>〈ア〉国内の大会の選手選考基準については、当連盟主催の各大会の開催要項に出場資格や選手選考に関する情報を掲載し、当連盟ホームページ内でも開示している。<公益社団法人日本綱引連盟HP>「大会・講習会情報」 https://www.tsunahiki-jtwf.or.jp/event/index.php 〈イ〉国際大会への代表選手の派遣に関しては、国際大会選手派遣規程を新たに作成し、これを公開した。</p>	③公益社団法人日本綱引連盟国際大会選手派遣規程
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	<p>(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと</p> <p>② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること</p>	ガバナンスコードの遵守状況、その他、連盟の組織図や所属チームの紹介など、可能な限りの情報公開を主にホームページを通じて行っている。	<公益社団法人日本綱引連盟HP> https://www.tsunahiki-jtwf.or.jp/about/index.html

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	倫理コンプライアンス規程において、利益相反ポリシー及び利益相反取引の取扱いについて規定し、利益相反取引に関する定義、手続については、新たに利益相反管理規程を策定し、ここに規定している。また、倫理コンプライアンス委員会を新たに設置し、利益相反に関する規定の運用については、同委員会がこれを監督する。	⑱公益社団法人日本綱引連盟倫理コンプライアンス規程 ⑳公益社団法人日本綱引連盟利益相反管理規程
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	同上。	同上
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	新たに内部通報規程を策定し、手続、運用の詳細を規定した。また、通報窓口（公益通報及びハラスメント相談窓口を兼ねる。）は、弁護士である法務委員会委員長が担当することで、適法かつ公正な運用に資する体制を整備した。なお、当連盟ホームページ内に専用の通報窓口を設け、フォームからメールにて通報できる体制となっている。 https://www.tsunahiki-jtwf.or.jp/about/report.php	㉑公益社団法人日本綱引連盟内部通報規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	同上。	同上
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	<p>〈ア〉「倫理・コンプライアンス規程」第3条で、人道に反する行為として、身体的・精神的暴力行為、精神的・身体的セクシャルハラスメント、ドーピング行為・薬物乱用の予防を徹底し、第5条で経理処理の適正確保、第6条で通報窓口の設置について、第7条で代表選手の公正な選考、第8条で基本的な責務について定め、第9条～第10条では利益相反について定めている。これら規程への違反については、処分の内容、手続等につき、第11条、第12条で規定している。〈イ〉「公認審判員規程」第4条に基本的な責務と遵守事項を定め、第9条で違反した場合の処分に関する手続を定めている。処分者には弁明の機会を与えている。〈ウ〉「競技者規程」第10条においては、登録の抹消について定めている。〈エ〉処分に関する手続については、競技者・審判員等に配布するガイドブック「綱引競技ガイドブック」や競技規則等の概略をまとめた「綱引必携2020」に各規程を掲載し、周知を徹底している。〈オ〉処分審査に関しては、「綱引競技審査委員会規程」が整備されており、処分に関する手続、処分の審査に関して定めている。今般、当該既定の見直しを行い、改定を行った。</p> <p>なお、現在、懲罰規程が、各規程に分散しているため、2024年に懲罰関係規程を集約した処分規程等を策定し、処分内容についてもより詳細に定める予定である。</p>	<p>⑱倫理コンプライアンス規程・ ⑳公認審判員規程・認定規程・ ㉑競技者規程・㉒RULE BOOK2023・㉓綱引競技審査委 員会規程・㉔綱引競技必携 2024</p>

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	<p>〈ア〉倫理・コンプライアンス委員会を設置した。倫理コンプライアンス委員会の委員には弁護士を配置し、中立性、専門性を担当できる委員の構成としている。倫理コンプライアンス規程において、倫理コンプライアンス規程違反に関する処分、手続を定め、処分に際しては倫理コンプライアンス委員会の諮問が必要な旨を定めている。〈イ〉処分審査については、綱引競技審査委員会規程が兼ねてから存在するが、今般、最新の状況を踏まえた改定を行った。なお、2024年度中に、倫理コンプライアンス委員会には、非理事のメンバーを配置する予定である。また、懲罰関係を集約した処分規程等を2024年度中に策定予定である。</p>	<p>⑱倫理コンプライアンス規程・ ⑳綱引競技審査委員会規程</p>
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	<p>〈ア〉当法人が開催するスポーツ推進事業及び組織運営に関して行った事項に対する不服申し立てについては、日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により解決する旨の自動応諾条項を決議し、日本スポーツ仲裁機構のHPにおいても自動応諾条項の採択団体として掲載されている。〈イ〉「綱引競技審査委員会規程」第5条～7条で、選手またはチーム、審判員、団体は、選手またはチーム、審判員の資格、競技会での審判員並びに選手、監督等の行為に関し、疑義、不服がある場合は、裁定を申し立てることができる旨を定めている。今般、現状に鑑みた改定を行い、日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項についても整備をしている。ウ)「公認審判員規程」第11条では、公認審判員の資格停止や資格喪失についての不服申し立てについて定めている。</p>	<p>日本スポーツ仲裁機構HP、⑳公認審判員規程・認定規程・㉑綱引競技審査委員会規程</p>

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	綱引競技審査委員会規程において、選手、チーム（指導者を含む）、審判員らに対するあらゆる処分に対しては、日本スポーツ仲裁機構による仲裁が利用可能であることを明示し、処分対象者に対しても通知することとしている。	
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	〈ア〉法人の役員、職員を対象に、信用の危機、財政の悪化等の財政上の危機、労使関係の悪化、内紛等の人的危機、自然災害、事故、感染症、反社会的勢力からの攻撃等の外部からの危機等に対応するため、「リスク管理規程」を定めている。〈イ〉危機管理対応を機動的、迅速に行えるように体制を構築すべく、「危機管理マニュアル」を策定した。なお、危機管理マニュアルにおいて、極めて重大な危機事案については、発生から1週間以内に、正副会長、専務理事、常務理事、及び法務委員長が協議のうえ、第三者委員会の設置の可否を判断することとしており、そこに至るまでの情報収集の手順等も危機管理マニュアルにおいて具体的に定めている。	⑳公益社団法人日本綱引連盟危機管理マニュアル
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	過去4年間に於いて不祥事は発生していないため、この項目は該当しない。	該当する内容がない。

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	過去4年間において不祥事は発生していないため、この項目は該当しない。	該当する内容がない。
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	〈ア〉加盟団体については「定款」第45条においてその位置付けが定められており、地方組織との間の権限関係は明確化している。また、定款とは別途「加盟団体規則」が策定されており、加盟団体（各地方連盟等）の義務、分担金、処分等について定めている。また、今後、本連盟としては、綱引競技の発展、及び、特に組織運営の強化に関する人材採用及び育成について加盟団体との連携強化が必要不可欠であると考え、中長期事業計画においても、この点を明記した。また当法人の理事には、担当ブロックが定められており、理事会において問題となった組織運営及び業務執行に関する事項は、当該理事が各ブロックに持ち帰り、各ブロック会議（理事会）を通して各地方連盟に伝達することとなっている。	⑳定款・㉑理事役割分担表 ㉒公益社団法人日本綱引連盟中長期事業計画（2024年～2029年）・72:加盟団体規則・73:R2今後の運営に関する会議（日本連盟→地方連盟）・74:令和6年度チーム登録特認について（日本連盟→地方連盟）・75:R6.3.9東北綱引連盟理事会議事録（東北ブロック）・76:令和6年度東北綱引連盟定期総会議事録（東北ブロック）・77:R2年度第1回近畿ブロック会議議事録・78:R3年度第1回近畿ブロック会議議事録・79:R5年度第2回近畿ブロック会議議事録

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援は随時行っている。具体的には、地方組織の運営者に対する情報提供や業務の支援のため、加盟団体である全国の県連の会長及び理事長が集まる会議を企画・開催などしている。また当法人の理事は、担当ブロックが定められており、理事会において協議又は報告された、各地方連盟と共有すべき情報（指導、支援に関する情報を含む）については、当該理事が各ブロックに持ち帰り、各ブロック会議（理事会）を通して各地方連盟に伝達することとなっている。年2回TSUNA・綱という広報誌を発行し、全国の地方連盟に配布している。ここにおいても、当法人の定時社員総会の報告や、各種大会・研修会等の報告、また各種大会・研修会・認定試験等の今後の日程等の情報を発信している。	51今後の運営に関する会議のご案内・72:加盟団体規則・73:R2今後の運営に関する会議（日本連盟→地方連盟）・74:令和6年度チーム登録特認について（日本連盟→地方連盟）・75:R6.3.9東北綱引連盟理事会議事録（東北ブロック）・76:令和6年度東北綱引連盟定期総会議事録（東北ブロック）・77:R2年度第1回近畿ブロック会議議事録・78:R3年度第1回近畿ブロック会議議事録・79:R5年度第2回近畿ブロック会議議事録・88:TSUNA 2024秋号